

〈研究展望〉

## 近代家族論の曲がり角(1)

落合恵美子

「近代家族」という言葉が流布されるようになって一〇年近くになる。近頃では家族論のひとつのパラダイムとして定着してきたようで、卒論や修論に近代家族論の枠組みを用いる学生も増えてきた。しかしパラダイムの成立はおうおうにしてドグマ化や概念のひとり歩き、あるいは反対に多様な用い方による概念の拡散などの危険を伴う。わたしは近代家族論というパラダイムは今、曲がり角にさしかかっているのではないかと感じている。

この一年ほどの間に近代家族を主題にした社会学者の本が三冊刊行された。山田昌弘の『近代家族のゆくえ』(新曜社)、上野千鶴子の『近代家族の成立と終焉』(岩波書店)、それに拙書『21世紀家族へ——家族の戦後体制の見かた・超えかた』(有斐閣)である。また一九九三年一月一七日に立命館大学国際言

語文化研究所で行なわれた公開シンポジウム「日本型近代家族の成立と終焉」(立命館言語文化研究)6巻1号に収録)、および一九九四年一月二九・三〇日に京都橘女子大学で行なわれた比較家族史学会第二六回研究大会「女性史・女性学の現状と課題I」では近代家族論の現状をめぐって議論が交わされた。本稿ではこれらの著作やシンポジウムで提出された論点から特に論者間での分岐がはつきりした二点を選び、近代家族論の現状と展望を考えたいと思う。二点とは(1)近代家族の定義と(2)家を近代家族論はどうとらえるかという問題だが、今回は(1)について報告する。次回には(2)を扱うことにしたい。

### 一 近代家族論の流れ

まず全ての議論の前提として近代家族論のこれまでの流れを

振り返っておこう。

近代家族 (modern family) とは、一九七〇年代以降フランスやアメリカで盛んになった家族の社会的・歴史的研究から出てきた概念である。フィリップ・アリエスの『アンシャン・レジーム期における子供と家族生活』(邦訳『子供』の誕生) みすず書房) により提起されて以来、家族史のみならず教育史、女性史などの分野にもパラダイム転換とも言うべき大きな影響を与えてきた。蛇足ながら付け加えると、ここで言う近代家族論とは、戦後の新民法制定の頃から盛んに唱えられた「民主的な近代的家族を確立せねばならない」といった主張とは全く異なるものである。戦後の近代家族確立論がこれから創り出すものとして未だ無き近代家族を理想化して語ったのと対照的に、現在の近代家族論は、近代が終わったとさえ言う者もある時世の中で、「ミネルヴァの梟」のように登場したものである。

新しい流れの近代家族論とは何かと言うと、一言で言えば、既成の概念や思考の枠組みを社会的に構築されたものと見て脱構築するという、八〇年代に日本でもポピュラーになった知的方法を家族について行なったものということになるか。愛情によって結ばれた親密なプライベートの領域で性別分業した男女が子供の養育にあたっているといった家族観、すなわち人々の日常感覚でも多くの社会科学においても自明かつ普遍的な

のと見なされていた家族観は、実は近代という一時代の産物にすぎなかった。このことを看破したのが近代家族論の最大の功績であったと言える。現代人のいわば信仰の対象となっていたかのような家族像を疑ってみせたため、学界の内外での軋轢も大きかった。しかしこうした見方の転換により、これまでの家族観に照らせば「危機」とか「病理」としか見えなかった現象を、近代家族の時代が終焉し新たなシステムが芽生えつつある徴候ととらえなおすことが可能になり、前向きな対応への道を開くことができたと思う。

近代家族論はフェミニズムの家族理論と勘違いしている人もいるようだが、そうではない。近代家族論の創始者アリエスは、社会史家におうおうにしてあるように、むしろ保守的な立場を明確にしていた。家族史と女性史を統合しようとしたカール・デグラーが著書を『不和 (At Odds)』と名付けたように、両者の展開の道筋は容易には重ならなかった。しかし理論的に見れば、近代家族の誕生を説き明かす近代家族論の枠組みは、主婦役割・母役割もまた歴史的に生成されたことを明らかにすることができると。あまり知られてはいないが、第二波フェミニズム運動(いわゆるウーマン・リブ)の理論書であるシユラミス・ファイアストーンの『性の弁証法』は、早くもアリエスを引用していた。この後、七〇年代から八〇年代にかけて、マル

クス主義フェミニズムが家族史の成果をおおいに利用するなど、フェミニズムは次第に近代家族論の理論装置を自家薬籠中のものとしていったのである。

ひとしきり脱構築が済むと、人々は次の枠組みを構築せずにはいられなくなる。新たな家族変動論構築のために、近代家族概念を、一定の時代に成立した家族の具体的特徴を表わしたものととして実証研究に用いることが始まった。これが近代家族論の第二段階であるとわたしは考える。日本においては明治期・大正期における近代家族の誕生や徳川時代におけるその不在あるいは萌芽が、この数年さまざまな史料を用いて「実証」されるようになった。

例を挙げると、これまで儒教の影響とみなされてきた良妻賢母思想は実は徳川時代には存在せず明治以降ヨーロッパ女性観・教育観の影響を受けて誕生したものであることを示した小山静子、それを受けて中国や朝鮮における良妻賢母思想の対応物もまた近代思想であることを論じた瀬地山角、権威主義の度を高めてくる修身教科書の記述に反して挿絵の家族像が情緒性や親密の度を高めていくことを発見した牟田和恵、徳川期の武士層が今日の目には母性的と映るほど育児に関わっていたことを示した真下道子、そうした男性の育児への関わりが大正期に抑え込まれてくるのを見た沢山美果子、男性が一人で世帯の総

支出をまかなうに足るだけの賃金を稼げるようになったのはいつ頃からかを階層別に検討した千本暁子などの仕事がある。一部を挙げただけでも、これまでには無かった視点を持った、豊かな研究蓄積の一端がうかがえよう。

## 二 近代家族の定義

しかし近代家族概念を実証研究に用いるようになって、いくつかの問題が起こってきた。

第一に理念と実態との区別という、社会的現象を扱った研究がつけねに突き当たる問題がある。対象となる時代の人々の抱いていた家族理念を、人々の言説に注目することで実証的に研究するということはできる。しかしそれは当然ながら人々が営んでいた家族の実態を必ずしも反映してはいない。理念と現実との間に相互的な規制、追認、模倣の関係があることを考慮すれば、単純な理念と実態の二分法で済ますわけにもいかないが、混乱を避けるため、近代家族概念とは家族についての理念の一種型を示すものと限定すべきだと主張する論者もいる。例えば文化人類学者のシルビア・ジュンコ・ヤナギサコは、一九八九年にスタンフォード大学女性・ジェンダー研究所と城西大学国際文化教育センターとの共催で開かれた第一回環太平洋女性学會議において、そうした意見を表明した。これまでのところ、

教科書や雑誌、育児書などを史料に用いて、理念を扱う研究がどちらかというとき多いようである。

さて、ある概念を実証に用いるということになると、概念の厳密な定義が必要になるというのが第二の問題である。これまではわたしが一九八五年に示した五項目（落合「一九八五」と八九年に付け加えた三項目とが、近代家族の「定義」として引用されることが多かった（落合「一九八九」一八頁）。

- ① 家内領域と公共領域との分離
- ② 家族構成員相互の強い情緒的関係
- ③ 子ども中心主義
- ④ 男は公共領域・女は家内領域という性別分業
- ⑤ 家族の集団性の強化
- ⑥ 社交の衰退とプライバシーの成立
- ⑦ 非親族の排除
- ⑧ 核家族

しかし注意していただきたいが、これらはわたしが近代家族を定義したものではない。近代家族という概念が、それを生み出した社会史研究の中で、いかなるものとして用いられてきたのかをまとめたものであった。社会史家自身は定義ということにはあまりしない。またわたしが近代家族概念を紹介したのは、一般人や社会科学が自明なものとなししている家族観が、実は

歴史的に限定されたものであることを示すことで、前節の表現を用いれば家族定義を「脱構築」するためであった。あらためて自分流の家族定義を行ったり、それを基礎に実証研究を打ち立てることはさしあたり意図していなかった。いやむしろ研究者が概念を定義するのではなく、当事者が用いている意味を発見しようとする、人類学では「エミック」と呼ばれるような方法を歴史においてもとるべきだと考えていたのである。ちょうどアナール学派が「心性」や「表象」の方向に傾斜していたように。

しかしその後事情は変わった。前述のように近代家族研究が実証をめざす第二段階に入ったからである。「近代家族」とは理念として見るべきなのか実態も扱うのか、地域や文化、時代、階層により「近代家族」の変種が存在したと考えるか、そうだとするなら各種の「近代家族」に共通した最小限のメルクマールは何なのか、といった定義に関わる問題を避けてはもはやこれ以上進めないところまで近代家族論は来てしまった。

「近代家族」の定義論について、最も早い時期から落合の示した諸項目を綿密に検討し解釈や異論を発表してくれたのは西川祐子であった（西川「一九九〇」「一九九一」。西川はまず第一に、落合が「⑧核家族」という規定を落合「一九八九a」では他の項目と同じように並べているのに、落合「一九八九b」で



は括弧に入れていることを指摘した(西川「一九九〇」)。「とくに日本の場合を考えるときには、第八項を括弧に入れないと戦前家族を近代家族として扱えないからであろう」という解釈は当たっている。欧米の家族史研究のまとめとしては第八項を加えるべきだろうが、「近代家族と日本文化」のタイトルに掲げた落合「一九九二」のように核家族制をとらない文化圏を考察対象とする場合には、家族形態についての規定はいったんはずしておいたほうがよいとわたしは考えたのである。ただしこの点についてはさらに検討すべきことがあるので、次回に再論することとしよう。

西川はさらに、落合の八項目に次の二項目を付け加えることを提案した(西川「一九九〇」)。

⑨ この家族を統括するのは夫である

⑩ この家族は近代国家の単位とされる

国家については落合「一九八五」でも、項目にこそ挙げていないが、次節で引用される箇所でも明確に言及している。近代家族が近代国家、近代的市場と共に誕生したという見方はわたしもかねてよりとってきた。しかし⑨についてはやや違和感がある。近代家族は平等で民主的な家族だったというのは幻想だったというのは正しい。しかしそれを定義にまで加えるのはどうかと思う。①から⑦までは近代家族成立以前の家族との対比で

際立って見える近代家族の特徴を挙げたつもりなので、連続性に属する⑨を加えるのは言わずもがなの感もある。

さて本稿の冒頭で挙げた、近代家族論に関する最近の三著作に話を移そう。三冊の中で上野のものは、理論的には西川にほぼ全面的に依拠していると言ってよからう(上野「一九九四」七八―九頁)。西川の落合への言及を受けて、落合の八項目は「出自がはつきりしない。なぜ八項目かも、あるいは八項目で尽くされるかも明らかではない」と批判しているのには異議がある。前述のように、落合の示したのは定義ではなく、反対に定義論を脱構築するという理論的文脈にのっていたことを、現在の文脈から曲解してもらっては困る。

しかし上野の議論の最も不思議な点は、落合の八項目を批判したものの、独自の近代家族定義を提出するわけではなく、エドワード・ショーターが示した近代家族の三要件、

1 ロマンズ革命

2 母子の情緒的絆

3 世帯の自律性

をそのまま引用して用いていることである。ショーターは上野の紹介とは異なりイギリスではなくカナダの家族史研究者であるということもはさておいても、家族史研究のごく初期の一九七五年に書かれ、しかもその後学会で激しい批判にさらされた著

書からの無批判の引用を行なった理由が全くわからない。しかも上野はさらにそれらを自己流に解釈し、「ロマンス革命」を「家族における夫婦関係の優位」と読みかえ、「その意味での『夫婦家族制』は、日本の「家」制度のなかに、一六世紀の成立の当初から存在していた」と書く。「夫婦家族制」という家族社会学の基本概念の大胆すぎる転用、同じ論文の別の箇所では「『家』は近代の発明だった」と主張しながら一六世紀の「家」を論じるという矛盾など、正直言つて論理の道筋を追うのにたいへん困難を感じた。

これに対し、近代家族論の原則に最も忠実かつ緻密にこの近代家族の定義という問題を論じたのは山田であったと思う。一五年近くにわたり同じテーマについて思索を続けてきた厚みはさすがである。山田は「近代家族の基本的性格」として以下の三点を挙げた（山田「一九九四」七七頁）。

- ① 外の世界から隔離された私的領域
- ② 家族成員の再生産・生活保障の責任
- ③ 家族成員の感情マネージの責任

①は落合が挙げた①と同じである。これを一番の基礎とした上で、人間（あるいは労働力）の再生産という機能（落合の③④と関連）と情緒性（落合の②）とを近代家族の中核的特徴として挙げるのは、近代家族論のこれまでの流れを考えれば、ま

さに王道と言えよう。

山田のユニークな点は、感情社会学という、日本では氏以外に専門家のいない分野の蓄積を生かして、②と③が巧妙に結びつけられているメカニズムを解明したところにある。感情社会学では感情とは個人的なものではなく社会的規範により生起させられる（あるいは少なくとも生起したふりをさせられる）ものであるととらえる。感情には特定の行動を動機づける機能があるので（あるいは「〳〵の感情が生じたら〳〵するはず」と社会的に了解されているので）、「社会は、感情現象を利用して、明確な行動の要求・禁止を意識させることなく、人びとの行動をコントロール」（九七頁）することができる。近代社会では感情体験に価値が置かれるが、これは実は個人の自由を原則としつつ秩序を保つための巧妙なメカニズムだったのである。

家族については「家族責任を負担することⅡ愛情表現というイデオロギー」（六五頁）により、愛しているから（あるいは愛していることを証明するために）女性は家族の世話をして男性は生活費を運び、またそうされるから愛を感じるというように、本来は何の関係も無いはずの②と③が相互に支え合う仕組みが作られていると山田は分析する。この説明は、アリエスが指摘したものの、なかなか踏みこんだ分析の出なかつた近代家族の情緒性の解明として画期的なものと言えよう。

したがって山田によれば「近代家族形成のメルクマールとは、再生産、感情マネージの両者の責任を負う単位が普及することにある」(八五頁)。子どもの社会化に共同体が大きな役割を果たすとか、家族よりも近隣や同性集団の中で情緒的満足を得るほうが多いなどという場合には、近代家族が形成されているとは言えない。

最後に落合自身の著書であるが、表立って定義論を行なっている箇所はないが、その関心から読み込んでいただければ、わたしが山田とはまた異なった方針で同じ問題に接近していることに気付いていただけたかもしれない。わたしの方針とは、実証に適した形での概念の操作化である。

拙著の中でわたしは戦後日本家族を「家族の戦後体制」として見ることを提案したが、それは三本の柱で構成されていた。

- (1) 女性の主婦化
- (2) 二人っ子化
- (3) 「見せかけの」核家族化

これらはすべて比較的単純な統計により裏付けることができ。それぞれ、

- (1) 女子就業率
- (2) 合計特殊出生率
- (3) 核家族率(ならびに単独世帯・核家族世帯・その他の親

#### 族世帯数)

である。

三本の柱のうち(3)は直系家族制をもつ日本のような社会ならではの特色だが、(1)(2)は近代家族一般に広く妥当する特徴を示している。落合「一九八九」の八項目でいうと、(1)は④の性別分業、(2)は③の子ども中心主義に対応している。(2)のように一夫婦当りの子供数が減れば、子供一人にかけられる愛情も手間も金銭も増すというわけである。

これらの二項目を取り出して「母親は主婦であり、二、三人の子供をもつ家族」が「近代家族」であると定義し、上記のような統計を指標として用いることにした場合、どのような利点があるのか。まず何といっても、単純な統計を用いればいいので、家族の情緒性の有無などを問題にするのと比べて、議論のあいまいさが減少する。異文化間比較も行ないやすくなる。数字は全てを説明はしないが、少なくとも思弁を超えた議論のための糸口を与えてくれるのは貴重である。

また、統計は多数者の動向を表すから、中産階級のみでなく、労働者や農民を含めた大衆にまで「近代家族」が広がった時点が重要な節目としてクローズアップされることになる。近代家族論のこれまでの研究史を振り返った場合、これは画期的なことである。なぜならこれまでの社会史的な近代家族研究は、模

範的な近代家族が中産階級に成立した過程（ヨーロッパでは一九世紀、日本では明治・大正期）にばかり焦点を合わせてきたため、それが半世紀ほどして大衆化したとき量のみならず質までも変化したことを看過しがちだったからである。拙著ではこれら二つのタイプの近代家族を「一九世紀近代家族」と「二〇世紀近代家族」と名付けた。両者の違いは以下のとおりである。

#### 1 一九世紀近代家族

(1) 中産階級のみで成立。社会には他のタイプの家族に暮らす人々もいる。

(2) 下層出身の家事使用人がいる。

#### 2 二〇世紀近代家族

(1) 大衆化して、社会の全域に成立。他のタイプの家族生活を送る人々はほとんどいない。

(2) 家事使用人はおらず主婦が自分で家事労働を行なう。

家族のみを見るのではなく、後述の「近代家族システム」のように、社会全体の中での家族の位置付けまで視野に入れるとき、近代家族が社会の一部のみの現象なのか、あるいは全域をおおっているのかの区別は欠くことができない。

さらに、「少子化」という不可逆的な現象と、「女性の主婦化」という、近代の一時期においてのみ起こるらしい過渡的現象とを指標として組み合わせる枠組は、時代区分

に威力を発揮する。たとえば現在という時代は、「少子化」の延長上にあるということでは近代の作った地平の上にあるが、「主婦化」のトレンドは明らかに逆転している。どちらを定義の核にすえるかによって、近代家族は維持されているとも終焉したとも言い得る状況だが、少なくとも「主婦化」に関しては大きな変質を遂げつつあると明確にとらえることができる。

#### 三 近代家族システムと国家

山田は別に重要な指摘をしている。「近代家族の成立というときには、次の二つの意味で把握する必要がある」（山田「一九九四」七九頁）というのである。「二つの意味」とは、

(1) 社会が「近代家族」を前提として構成されている（制度レベル）

(2) 実際の家族が近代家族の特徴を備えている（実態レベル）

である。前者を「近代家族システム」、後者をただの「近代家族」と呼んで区別すればわかりやすい。「近代家族システムが定着するためには、国家などによる制度的な誘導が不可欠」（八五頁）と山田は国家の役割を指摘する。

「近代家族システム」に関しては、「近代社会」という、より

一般的な表現を用いてではあるが、「①家内領域と公共領域の分離」ということの含意にふれて、わたしも早くから論じてきたつもりである(落合「一九八五」一九頁)。

これは、より正確に表現すると、家族と市場(経済学的意味に限定せず、市民社会と言いかえてもよいような社会的概念とする)との分離あるいは同時生成ということである。……〈近代家族〉は、近代市場にその参加者である近代的個人(「人間」)を供給する装置である。市場と家族の分離を保持し、それぞれの機能が十全に遂行されるように規制するのが、近代国家の役割だ。近代社会は、このように、市場、家族、国家の三者の連関として構成されているのである。

ここでもやはり国家が触れられていた。「近代家族システム」を論じるとき、近代家族論に影のように付きまよってきたのが「近代国家」であった。

これを影から引き出して、落合の八項目に二項目を付け加えるよう主張し、国家との関係を前面に立てて近代家族の定義の再考を迫ったのが、前出の西川祐子である。

立命館大学のシンポジウムで西川はさらに踏み込んで、「近代家族とは近代国民国家の基礎単位とみなされた家族のことである」という簡単な作業仮説から出発するのが良いと思いはじめ

ている」と述べている。西川はここで山田や落合とは全く異なった原則に立つ近代家族の定義法を提唱しはじめたことになる。なぜなら西川は家族と国家との関係だけに注目し、家族自体の性質はとりあえず考慮しないという方針を打ち出したのだから。山田や落合は国家の役割にも触れるが、近代家族の定義として採用しているのは家族自体の性質のほうである。

こうした経緯から思い起こされるのが、従属理論や世界システム論での「近代」の定義である。それまでの「近代」という概念が産業化にせよ民主化にせよ都市化にせよ社会の性質に注目したものであったのに対し、近代世界システム内に組み入れられた社会は、それが従属国の経済的には低開発で政治的には独裁の社会であっても「近代」なのだ、システムとの関係で再定義したのがこれらの理論であった。近代家族を西川のようにシステムとの関係で再定義するのも、じゅうぶん意味のある一つの方向であるとはわたしも思う。後述のように西川は特に日本の家を念頭に置き、性質という面ではかなり異なる面のある日本の家も近代家族に含める道を開こうとしているのである。しかしわたしはやはり西川の方法にまだ疑問がある。「近代家族」を定義するのに、負けず劣らず、あるいはそれ以上に定義しにくい「近代国家」を持ち出すのは、定義として不備だという技術的な問題がまずある。例えば徳川時代後期には近代国

家の雛型のような藩が登場し人口政策を打ち出して家族に介入したが、では徳川後期の農民家族は「近代家族」なのか。西川にこの疑問をぶつけたところ、徳川時代の農民家族は徴税単位ではなかったので近代国家の基礎単位とは言えず、したがって近代家族とは言えないとの答えが返ってきた。明治になって家族が租税の徴収単位となったときに、日本家族は国家と契約を結んだのだと見るという。たしかに法的な建前論ではそうも言えるかもしれない。しかし中間集団としての村は、その後も数十年間にわたって国家と家族をさまざまな側面で媒介する役割を果たし続けた。社会学者としてはそう易々と明治維新で線引きをするわけにはいかない。

さらに大きな疑問として、「近代家族システム」あるいは「近代家族を前提として構成されている社会」という概念を「近代国家」に切り縮めてよいのかという問題がある。近代社会は国家と関係が深いから、だからと言って社会を国家に還元して見るのは、少し以前の社会観のように思う。

近代国家に最初から直結させないで「近代家族システム」を考えるためのヒントとしてわたしの念頭に浮かぶのは、イギリスの人口学者ジョン・ヘイナルの「世帯形成システム (household formation system)」である。ヘイナルは、近代以前のヨーロッパには、

- 1 高い婚姻年齢・高い生涯独身率
- 2 結婚すると親と別居する新居制
- 3 奉公制度

の三者を構成要素とする「北西欧型世帯形成システム」が成立していたという仮説を提出した。これら三要素が相互に有機的に結び合わされることにより、経済状態を敏感に反映して人口増加率を調節するメカニズムが働いたと言う。今ではこの考え方はおおかたの支持を得て、南欧型や東欧型、東アジア型を構想しようとしている研究者もいる。同様のアイデアで時間軸に沿った類型を扱う「近代型」が構想できないかとわたしは密かに考えている。

もう一つ、近代家族を近代国家との関係だけにおいて定義することに對しては、近代家族論のもっとも魅力的な部分が、もう再定義することにより削ぎ落とされてしまうのではないかと、いう懸念をもつ。前述のように近代家族論の初心は、われわれが自明としてきたような家族観はどこから来たのか明らかにしたいというものであったと思う。われわれが自明としてきた家族観には、家族成員相互の愛情や男女の分業、子供への態度など、国家との関係に解消できない具体的な内容が豊富に含まれていた。その生成を問うという設問を、定義の変更により、打ち捨ててしまつてよいのだろうか。

そもそも社会史の登場には、身近な人間関係や感情などに着目する概念を打ち出すことで、つい最近まで支配的だった政治史や経済史中心の全体史に異を唱える意味もあった。せつかくその道が開かれたのに、なぜまた天下国家の歴史に戻らねばならないと言うのか。国家や権力を論じなければ話が終わらないという「作法」はまだ有効なのだろうか。

西川はこのように「近代家族」を定義する一方で、「日本型近代家族」を、かつては「家」と「家庭」、現在は「家庭」と「部屋」の二重構造としてとらえている。ここでの「家庭」が、内容的にはちょうど元来「近代家族」と呼ばれてきたものと重なる。それなら問題は用語だけで、実質的な分析はほとんど変わらないことになるのかもしれない。しかし全ての分析者が西川のように周到であるとは限らない。近代家族を国家との関係のみにおいて形式的にとらえる定義がひとり歩きする危険は、やはり軽視できないと思う。(続く)

文献

- Aries, Philippe, *L'Enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime*, Seuil, 1960. 杉山光信・杉山恵美子訳『「子供」の誕生』みすず書房 一九八〇年

千本暁子「労働者家族の近代」『制度としての「女」近代(共著) 平凡社 一九九一年

Degler, Carl, *At Odds: Women and the family in America from the revolution to the present*, Oxford University Press, 1980.

Firestone, Shulamith, *The Dialectic of Sex*, William Morrow, 1970. 林弘子訳『性の弁証法』評論社 一九七二年

Hajnal, John, *Two Kinds of Preindustrial Household Formation System*, *Population and Development Review*, 8-3: 449-494.

小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房 一九九一年

小山静子「近代家族概念再考」『立命館言語文化研究』六巻一号 一九九四年

真下道子「出産・育児における近世」女性史総合研究会編『日本女性生活史』第三巻 東京大学出版会 一九九〇年

牟田和恵「家族の社会史から家族社会学へ」『家族社会学研究』第三号 一九九一年

牟田和恵「明治期家族国家観再考」筒井清忠編『近代日本の歴史社会学』一九九〇年

牟田和恵「日本型近代家族」研究の可能性」『立命館言語文化研究』六巻一号 一九九四年

西川祐子「近代国家と家族モデル」河上倫逸編『ユステイティア』第二号 ミネルヴァ書房 一九九一年

西川祐子「住まいの変遷と「家庭」の成立」女性史総合研究会編『日本女性生活史』第四巻 東京大学出版会 一九九〇年

西川祐子「比較史の可能性と問題点」『女性史学』第三号 女性



史総合研究会 一九九四年

西川祐子「日本型近代家族と住まいの変遷」『立命館言語文化研究』六巻一号 一九九四年

落合恵美子「〈近代家族〉の誕生と終焉」『現代思想』第十三巻六号 青土社 一九八五年

落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房 一九八九年

a

落合恵美子「近代家族と日本文化」『女性学年報』第一〇号 一九八九年 b 改稿して、城西大学国際文化教育センター／水

田宗子編『女性と家族の変容』学陽書房 一九九〇年に収録

落合恵美子「二一世紀家族へ 家族の戦後体制の見かた・超えかた」有斐閣 一九九四年

沢山美果子「子育てにおける男と女」女性史総合研究会編『日

本女性生活史』第四巻 東京大学出版会 一九九〇年

瀬地山角「家父長制の比較社会学」原ひろ子他編『ライブラリ

相関社会科学2 ジェンダー』新世社 一九九四年

上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』岩波書店 一九九四年

上野千鶴子「日本型近代家族の成立」『立命館言語文化研究』六巻一号 一九九四年（前掲書に収録）

山田昌弘『近代家族のゆくえ』新曜社 一九九四年